

○令和2年度保育所指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	保育士として採用する場合は、保育士証を確認すること。	児童福祉法第18条の18	1
2	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条	2
3	延長保育を実施するにあたっては、児童を保育する区域において、児童1人あたりの面積基準を満たすこと。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	1
4	非常災害に係る避難訓練を毎月実施すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	3
5	消火訓練を毎月実施すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	4
6	1歳児及び2歳児に係る短期的な指導計画を作成すること。	保育所保育指針解説第1章3(2)ア	1
7	施設の見やすい場所に重要事項を掲示すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条	2
8	特定教育・保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条第1項	1
9	苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第30条第2項	1

○令和2年度幼保連携型認定こども園指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	法令遵守責任者を選任し、市町村長等に届け出ること。	子ども・子育て支援法第55条 子ども・子育て支援法施行規則第45条、第46条	1
2	運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を施設の見やすい場所に掲示すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条	4
3	保育教諭として職員配置する際には、幼稚園教諭免許の更新又は、保育士登録を行うこと。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項	1
4	就業規則、給与規程、旅費規程等を職員に明示すること。	労働基準法第15条	1
5	全体的な計画を作成すること。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2節の1	1
6	0、1歳児の短期指導計画を作成すること	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2	1
7	配慮が必要な園児に対し、個別の指導計画を作成すること。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2節の3	1
8	苦情受付記録簿を作成すること。	特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第30条	4
9	幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第23条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第23条第1項	2
10	検食は園児の摂食開始時間の30分前までに行い、異常があった場合には、給食を中止すること。	学校給食衛生管理基準	3
11	毎学年定期的に学校環境衛生基準に基づいた環境衛生検査を実施すること	学校保健安全法第6条	3
12	人権擁護推進員、災害対策推進員及び安全管理対策推進員を事務分担表等に明記すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条	3
13	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条	1